景観の保全について

# (1) 法的規制の状況

明日香村の景観に係る法的な規制については下表のとおり。古都法、都市計画法、風致条例等による各種制度により規制を実施。

表 明日香村における法的規制比較表

表 明日香		る法的規制比較表 規制内容						補償の内容	備考
歷史的風	古都保存	現状変更の許可制(政令	〈許可を要する行為〉					・許可を受け	第1種地区
土特別保			1. 建築物その他の工作物の新築・改築、又は増築					ることがで	125. 6ha
存地区			2. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更					きないで損	第2種地区
		可)	3. 木竹の伐採					失を受けた	2, 278. 4ha
			4. 土石の類の採取					者に対する	合計
			5. 建築物、その他耕作物の色彩の変更					補償	2, 404. 0ha
			6. 屋外広告物の表示又は掲出					· 各種税制措	
			7. 水面の埋立	て又は	ナモ 拓	置			
用途地域	都市計画	・建築物の建ぺい率、容	建築物の建築	に際し	、建ぺい		第 1 種 低 層		
	法	積率規制	められている。						住居専用地
		・建築物の用途の規制	用途地域により建築物の用途が限定						域 74.5ha
		等				補償無し	第 1 種住居		
市街化調		<ul><li>開発行為の許可</li></ul>	基本的には農林	漁業(	の用に供す	THI DE ME C	地域 30.5ha		
整区域		・開発許可を受けた土	行為以外は許可が必要						市街化調整
		地以外の土地におけ	建築物の新築・改築又は用途の変更は許可が必要						区域 2, 305ha
		る建築物等の制限							
風致地区	県風致地	現状変更の許可制	〈許可を要する行為〉						第1種地区
	区条例		1. 建築物その他の工作物						203. 6ha
			2. 木竹の伐採						第2種地区
			3. 宅地の造成・土地の開墾その他土地形質の変更						980. 4ha
			4. 土石類の採取						第3種地区
			5. 水面の埋立又は干拓					補償無し	1, 220. Oha
			6. 建築物等の色彩の変更					神頂無し	合計
				高さ	建ぺい率	道路から	隣接地からの		2, 404. 0ha
						の距離	距離		
			第1種風致地区	8m	2/10	3m	1.5m		
			第2種風致地区	10m	3/10	2m	1.5m		
			第3種風致地区	15m	4/10	2m	1m		
		現状変更の禁止等	1. 重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更また						
地	護法		は保存に影響を及ぼす行為—文化庁長官への許可必					対する固定資産	
			要					税 1/2 の減免	箇所(史跡と
			2. 指定地での一定行為						重複)
			3. 埋蔵文化財の発掘ー文化庁長官への届出						(うち、特別
									史跡 3 箇所、
/B th ++ ++	3K+4-2+	. 伊中井地区中の年本	//////////////////////////////////////					<b>伊克林长克本</b> 李	1. 8ha)
保安林地	森林法		〈保安林地区内の許可行為〉					保安林指定内の	保安林面積
区		可制	1. 立木の伐採ないし損傷					所有者に対する	18ha
			2. 牧畜の放牧 3. 下草・落葉・もしくは落枝の採取					補償	
			3. ト早・洛果・もしくは洛枝の採取 4. 土地の形質の変更						
農業垣間	農業振興	<ul><li>農用地区内の土地利用</li></ul>	4. 土地の形質の変更 (農地等の転用 (農地法))						農用地区域
<b>農米饭</b> 與 地域	農業振典地域の整	については指定された	(版:00寸V/FA/T) (版:0A//						展用地區域 283. 8ha
~~~	備に関す	用途に供すべき旨の市	2 ha 以下 知事の許可						農業振興地
	品に関する法律	町村長の勧告	ZIG XI NIPVATE						域
	or the PT	・ 農地等の転用	2 ha 以上 農林水産大臣の許可						1, 495ha
** , L 14-1-	旧屋がた								
禁止地域		・明日香村全域における							禁止地域
	告物条例	広告物の表示掲出は原 則禁止	1. 公共広告物の表示掲出 2. 他の法令の規定により表示が義務づけられたもの						2, 404. 0ha
		則赤止	2. 他の法令の規定により表示か義務づけられたもの 3. 自家用広告物の表示掲出等						
			3. 日家用広告物の表示掲出等 ・上記について、自家用広告物等について表示合算面積						
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
i			が 第1種地区で	o in,	第4性地	1	I		

## (2) 古都法、風致条例の運用について

### ①古都法と風致条例の一体的な審査

奈良県では歴史的風土特別保存地区はすべて奈良県風致地区条例に基づいて風致地区に指定。 古都保存法に基づく規制と風致地区条例の規制が重複している地区では、許可等の手続きは、一 体のものとして取り扱っているところ。 (申請書等は古都保存法及び風致地区条例の両方の申請 を同時提出、審査等は同時に両方の規制がクリアできているかを審査)

## ②市町村による審査

古都保存法による許可等については、古都法施行令第1条第2項及び第4条の規定により市町村長を経由することとされており、風致地区条例による許可等については奈良県事務処理の特例に関する条例に基づき、市町村が受理等行うこととされているため、形式要件の審査及び現地調査は管轄する市町村が実施。

この時点で明らかに、周辺の歴史的風土と著しく不調和なもの、風致の保全に著しく支障をきたすものについては、指導、補正等を実施。これらの審査を行ったものについて県へ進達。

## ③具体の運用

地域の状況は複雑であるため、地域毎により細やかに規制することが必要。そのため、奈良県では風致地区条例に基づく許可の審査基準を定めた「奈良県風致保全方針」、「審査指針」により、古都法施行令に規定する「~屋根が瓦、わら、・・・これらに類似する外観を有する材料でふかれており、」等の部分の詳細を定めている。

## (具体例)

#### ○屋根の形状

- ・切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。部材、色彩は、和型瓦、わら、檜皮、銅板、木版、その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰若しくは黒等とする。
- ・勾配屋根は、方流れ屋根、極端な招き屋根及び極端な緩勾配又は急勾配のものを除く。(3 寸勾配~5寸勾配を指導)
- ・類似する外観を有する材料 外観(形状、色彩、光沢等)が和型瓦と同等であるものを含む。

## ○外壁

・表面が土、漆喰、木板、その他<u>これらに類似する外観を有する材料</u>で仕上げられたものとする。なお、外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。

これらに類似する外観を有する材料=モルタル壁を含む。

リシン吹付け等=砂壁状仕上げ、スタッコ状仕上げ、ゆず肌状仕上げ等とし、表面 は目地・模様(たとえばタイル張り調、石張り調等)のないもの

## 4条良県風致保全方針について

奈良県では、風致地区毎に維持すべき風致の内容等、風致を維持・創出するための方針を明らかにし、風致地区制度の的確な運用を図ることを目的とし、風致保全方針を策定(平成13年4月)。

例えば、歴史的風土の保存、風致の保全上、枢要な地区に隣接する旧集落が形成されている地域については、古いまちなみ、集落形態は明日香の重要な景観要素であり、それ自体が歴史資源であると考え、「建築物は既存集落のまちなみを維持するため、高さ、形態、仕上げ等和風様式を踏襲する。」とし、「工作物についても、既存の形態を踏まえた和風の仕上げ、色彩等とする。」等の修景方針を提示。

これらに基づいて審査することにより、「歴史的風土と著しく不調和」とならないよう規制誘導を図っているところ。

### 【明日香風致保全方針】

「ゾーン 1」: 甘樫丘、飛鳥宮跡、伝承飛鳥板蓋宮跡、川原寺跡、石舞台、高松塚古墳等の貴重な史跡とその周囲の緑地を含むゾーン

「ゾーン 2」: 第1種歴史的風土保存地区に隣接する農地、樹林地及び周囲の山並みを形成し

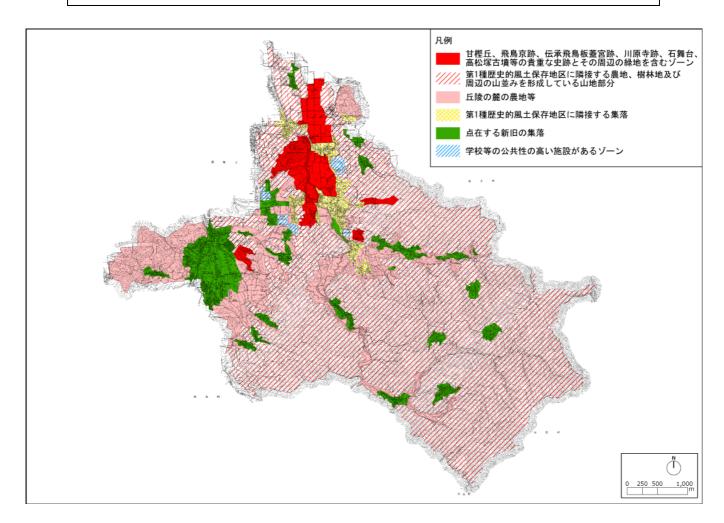
ている山地部分

「ゾーン 3」: 丘陵の麓の農地等

「ゾーン 5」: 第1種歴史的風土保全地区に隣接する集落

「ゾーン 6」: 点在する新旧の集落

「ゾーン9」: 学校等の公共性の高い施設があるゾーン



## (3) 景観形成上留意すべき事例

### ■工作物等

明日香村の工作物等のうち、道路、河川などの公共施設に付随する施設の老朽化、色彩や部材の不一致が一部の区間や場所で見られる。また、歴史的文化的資産に隣接して自動販売機などが設置されているなどの例も見受けられる。



公共施設整備の不統一



歴史的文化的資産に隣接した自動販売機

## ■資材置き場・駐車場

地域の産業の場である、事業所、資材置き場、駐車場などは不可欠の施設であるが、現状では美しい田園景観や集落景観との不調和が課題となる。





#### ■遊休農地等

地域の高齢化や後継者難などの理由により、農地の遊休化が見られる。こうした遊休農地や荒廃地の景観改善のため、企業の森、景観ボランティアによる景観保全活動、集落営農による遊休 農地の解消が進められている。





## ■屋外広告物等

明日香村の歴史的風土や景観を保全するためには、色彩の奇抜なもの、形態の大きすぎるものなどから、周辺景観と調和しつつ、商業活動等を活発に進めていくことが可能となる優良屋外広告物の掲出を誘導していく取組みが必要である。

すでに、全国各地で歴史的な街並みと調和する店舗看板などを掲出する取組みが進められており、全国チェーン組織などにも適用されている。



商業用の幟や旗



店舗の看板